

阿見町電子入札運用基準の一部改正について

令和4年6月21日

阿見町総務部管財課

令和4年7月1日以降に執行する入札の案件において、「阿見町電子入札運用基準」につきましては、以下のとおり一部改正しますのでお知らせします。

現行	改正後
<p>(各受付機関等の設定)</p> <p>第6条 電子入札案件の受付期間等は、次のとおり設定するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 入札書提出締切予定日時は、入札書受領期間の最終日の <u>17時</u> を標準とする。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(郵便入札による提出書類等の取扱い)</p> <p>第30条 前項の規定により、電子入札案件に対して郵便入札で参加することを承認した場合には、要綱第8条の規定に基づき入札書(郵便入札用)(様式第6号)の提出その他の手続を行うものとする。この場合において、入札書(郵便入札用)その他書類の提出については、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 書類の提出方法 郵便入札方式参加承認書の受付締切日の <u>16時</u> までに次号の提出先に到着すること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(電子入札から郵便入札への変更を認める基準)</p>	<p>(各受付機関等の設定)</p> <p>第6条 電子入札案件の受付期間等は、次のとおり設定するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 入札書提出締切予定日時は、入札書受領期間の最終日の <u>15時</u> を標準とする。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(郵便入札による提出書類等の取扱い)</p> <p>第30条 前項の規定により、電子入札案件に対して郵便入札で参加することを承認した場合には、要綱第8条の規定に基づき入札書(郵便入札用)(様式第6号)の提出その他の手続を行うものとする。この場合において、入札書(郵便入札用)その他書類の提出については、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 書類の提出方法 郵便入札方式参加承認書の受付締切日の <u>15時</u> までに次号の提出先に到着すること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(電子入札から郵便入札への変更を認める基準)</p>

現行	改正後
<p>第 31 条 入札参加者は、電子入札の手続の開始後、入札参加者の電子計算機その他のシステムへの接続に必要な設備、器具、備品等の不具合等により電子入札システムに接続することができないときは、開札予定日の 3 日前の日の <u>17 時</u>までに、郵便入札方式移行承認申出書(様式第 7 号)を提出して、郵便入札への変更を申し出ることができる。この場合において、阿見町は、入札参加者の側にやむを得ない事由があつて電子入札の実施が不可能であり、かつ電子入札案件全体の入札手続に影響がないと認められる場合に限り、郵便入札への変更を承認するものとする。</p> <p>附 則 この基準は、<u>平成 31 年 4 月 1 日</u>から適用する。</p>	<p>第 31 条 入札参加者は、電子入札の手続の開始後、入札参加者の電子計算機その他のシステムへの接続に必要な設備、器具、備品等の不具合等により電子入札システムに接続することができないときは、開札予定日の 3 日前の日の <u>15 時</u>までに、郵便入札方式移行承認申出書(様式第 7 号)を提出して、郵便入札への変更を申し出ることができる。この場合において、阿見町は、入札参加者の側にやむを得ない事由があつて電子入札の実施が不可能であり、かつ電子入札案件全体の入札手続に影響がないと認められる場合に限り、郵便入札への変更を承認するものとする。</p> <p>附 則 この基準は、<u>令和 4 年 7 月 1 日</u>から適用する。</p>

○阿見町電子入札運用基準

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 共通事項（第3条—第9条）
- 第3章 入札書等の取扱い（第10条—第14条）
- 第4章 開札（第15条—第20条）
- 第5章 入札参加者の利用者登録及びICカードの取扱い（第21条—第28条）
- 第6章 郵便入札での参加を認める基準（第29条—第34条）
- 第7章 システム障害等の取扱い（第35条・第36条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この運用基準は、阿見町における電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、阿見町電子入札実施要綱（平成30年阿見町告示第182号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この運用基準において用いる用語の意義は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語については当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 茨城県との共同利用により、阿見町が発注する建設工事の請負及び設計業務等の委託に係る入札を処理するシステムで、入札案件の登録から参加申請、入札及び落札者の決定までの事務（以下「入開札事務」という。）について町の使用に係る電子計算機と入札参加者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理するシステムをいう。
- (2) 電子入札 この運用基準において、電子入札システムを利用して行う入開札事務をいう。
- (3) 郵便入札 紙に記載した入札書等を使用して行う入開札事務をいう。
- (4) ICカード 電子認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいい、入札参加者と阿見町の双方でICカードを使用した情報のやり取りを行う。インターネットなどを利用した電子文書のやり取りで、なりすましや改ざんを防止するために使用される。
- (5) 電子くじ 入札参加者が入力した任意の数値と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定するシステムをいう。

第2章 共通事項

（対象入札方式）

第 3 条 電子入札システムの対象入札方式は、阿見町建設工事等入札参加資格選定規程(平成 12 年阿見町訓令第 5 号)に基づき決定する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札とする。

(電子入札を行う案件の基準)

第 4 条 電子入札を行う案件(以下「電子入札案件」という。)は、阿見町建設工事等入札参加資格選定規程第 5 条に規定する阿見町競争入札参加資格審査会が電子入札によることが適当と認めたものとする。

(電子入札システムの運用時間)

第 5 条 電子入札システムの運用時間は、阿見町の休日を定める条例(平成元年阿見町条例第 20 号)に規定する町の休日を除く日における次の時間帯とする。

(1) 阿見町 8:30~22:00

(2) 入札参加者 9:00~17:00

(各受付期間等の設定)

第 6 条 電子入札案件の受付期間等は、次のとおり設定するものとする。

(1) 開札予定日時は、入札書受付締切予定日時の 3 日後を標準とする。

(2) 入札書提出締切予定日時は、入札書受領期間の最終日の 15 時を標準とする。

(3) その他の期間における日時の設定にあたっては、適切な設定を行うものとする。

(公告日以降の案件の修正)

第 7 条 公告日以降において、案件登録情報のうち、入札方法、工種区分、落札方式、工事/業務区分、内訳書有無又は案件区分について錯誤が認められた場合には、次の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

【案件の修正手順】

(1) 錯誤案件に対して参加資格確認申請の提出が行われることを防ぐため、締切日時を最小(1分)になるよう変更する。(修正例:受付開始日時 13:00・同締切日時 13:01)

(2) 件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件であることを入札参加者に示す。

(3) 新規の案件として改めて登録する。

(4) 既に参加資格確認申請書の提出があった入札参加者に対しては、電話又はファクシミリ等により確実に連絡を行い、改めて登録した電子入札案件に対して参加資格確認申請書を提出するように依頼する。

(電子ファイルの作成基準)

第 8 条 電子ファイルでの提出を求める資料について、電子入札システムにより提出するファイルの形式は、次の表に定める形式のいずれかを指定する。この場合において、ファイルの形式を理由として当該電子ファイルの保存時に損なわれる

機能を作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

定型の形式	*.doc 形式 *.xls 形式 *.pdf 形式 *.jpeg 形式
圧縮の形式	*.lzh 形式 *.zip 形式 (いずれも自己解凍方式以外のもの)
その他の形式	阿見町が特に認めたファイル形式

提出する電子ファイルはウイルスチェック済みのものとする。

(ウイルス感染ファイルの取扱い)

第 9 条 入札参加者から提出された電子ファイルがウイルスに感染していることが判明した場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止するとともに、阿見町よりウイルスに感染している旨を入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議を行うものとする。

第 3 章 入札書等の取扱い

(入札書の受付)

第 10 条 入札書は、電子入札システムにより入札金額及びくじ番号が入力されたものを有効なものとして取扱うものとする。

(工事費内訳書の提出方法)

第 11 条 工事費内訳書は、電子入札システムによる電子ファイルでの添付で提出するものであるが、あらかじめ申し出た場合には、書留郵便、簡易書留郵便、配達証明郵便若しくは配達記録郵便又は信書便(書留郵便に準ずるものに限る。)による提出を認めるものとする。

(入札書提出時の留意点)

第 12 条 入札参加者は、次の事項に留意して適正な入札書の提出がなされるよう努めるものとする。

- (1) 入札書等の入力 is 正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力の確認を行ってから入札書等を提出すること。
- (2) 入札書受付締切予定日時までに入札書の提出が完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。
- (3) 入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知により確認すること。

(入札の辞退)

第 13 条 入札書受付締切予定日時までに入札書が提出されない場合は、入札を辞退するものとして取扱う。

(入札書等提出後の撤回等)

第 14 条 電子入札システムにより一旦提出された入札書は、撤回、訂正等を認めないものとする。

第 4 章 開札

(開札の立会い)

第 15 条 開札の立会いを希望する者は、参加資格確認申請の受付期限又は郵便入札方式参加承認書の提出期限までに開札立会い届出書(様式第 1 号)を提出するものとする。この場合において、代理人が立会う場合は、開札立会い委任状(様式第 2 号)を提出するものとする。

2 一般競争入札に付する建設工事において、同条第 1 項に規定する開札の立会いを希望する者がいない場合、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせさせるものとする。

3 指名競争入札に付する建設工事及び設計業務等において、同条第 1 項に規定する開札の立会いを希望する者がいない場合、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

(開札方法)

第 16 条 開札は、事前に設定した開札予定日時後、速やかに行うものとする。ただし、郵便入札による入札参加者がいる場合には、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録してから開札を行うものとする。

(入札回数)

第 17 条 予定価格が事前公表の場合の入札回数は、阿見町一般競争入札・指名競争入札予定価格公表実施要綱(以下「予定価格公表実施要綱」という。)第 6 条の規定によるものとする。

2 予定価格が事後公表の場合の入札回数は、予定価格公表実施要綱の規定によるもののほか、再度入札を含め 2 回を限度とし、再度入札に付しても落札(予定)者が決定しない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約(以下「不落随契」という。)に移行するものとする。なお、不落随契による見積回数は 2 回を限度とし、落札(予定)者が決定しない場合は不調とする。

3 再度入札以降の入札書等は、原則、開札日当日の同基準第 5 条第 1 項(2)に規定する入札参加者の電子入札システムの運用時間(以下「システム運用時間」という。)内で阿見町が指定する方法で提出するものとする。ただし、阿見町の都合によりシステム運用時間内に再度入札による入札書等が提出できない場合は、開札日翌日のシステム運用時間内で阿見町が指定する方法で提出させることができるものとする。

(開札が長引いた場合の連絡)

第 18 条 開札予定日時から入札締切通知書等の発行までが著しく遅延する場合には、必要に応じ、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により入札参加者への情報提供を行うものとする。

(開札の延期の連絡)

第 19 条 開札を延期する場合には、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

(開札の中止の連絡)

第 20 条 開札を中止する場合には、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に対し、開札を中止する旨の通知を行うものとする。

第 5 章 入札参加者の利用者登録及び IC カードの取扱い

(電子入札システムの利用を認める入札参加者の基準)

第 21 条 電子入札システムを利用することができる入札参加者は、阿見町建設工事等入札参加資格選定規程第 12 条に規定する参加資格を有すると認定した有資格者(以下「代表者」という。)又は当該代表者から入札に関する権限の委任を受けた者(以下「受任者」という。)とする。ただし、特定建設工事共同企業体においては、代表構成員及び構成員全員から入札に関する権限の委任を受けた受任者のみが電子入札システムを利用することができるものとする。

(受任者による電子入札システムの利用基準)

第 22 条 前条の規定に基づく受任者による電子入札の利用は、次の基準により委任状が提出された場合に限り認めるものとする。

(1) 提出様式 委任状(電子入札用)(様式第 3 号)

(2) 提出時期

ア 単体企業の場合は、利用者登録手続の際に提出するものとする。

イ 特定建設工事共同企業体の場合は、当該特定建設工事共同企業体に係る入札参加資格申請の際に提出するものとする。

ウ 入札手続の途中における提出は認めない。

(3) 委任期間

ア 委任期間は、入札参加資格の有効期間を限度とする。

イ 委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合には、変更内容について速やかに、阿見町に書面による届出を行うものとする。

(電子入札システムへの利用者登録)

第 23 条 入札参加者は、初めて電子入札システムを利用する場合又は新たに IC カードを取得した場合には、入札参加者の電子計算機から電子入札システムに利用者の登録を行うとともに、次に定めるところにより書面による届出を行うものとする。なお、電子入札システムの利用については、阿見町による審査の終了後から可能となるものとする。

(1) 届出に伴う提出書類 次に掲げる書類

ア 電子入札(見積)利用届(様式第 4 号)

イ 利用者情報(電子入札システムの利用者登録時に、入札参加者のパソコンから印刷した IC カード情報等を記載したものをいう。)

ウ 委任状(電子入札用)

(2) 書類の提出方法 郵送又は直接持参による。

(3) 書類の提出先

〒300-0392

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

阿見町総務部管財課

(電子入札システムに登録できる IC カードの基準)

第 24 条 電子入札システムに登録することができる IC カードについては、次に定めるところによる。

(1) IC カードには、民間の電子認証局が発行した電子証明書を格納する。

(2) IC カードの名義は、企業の代表者又は受任者の名義とし、一企業一名義のみとする。

(3) IC カードは、その失効、閉塞、破損等に備えて、複数枚を登録することができる。

(4) 特定建設工事共同企業体が使用する IC カードは、その代表構成員が単体企業用として電子入札システムに登録したものとする。

(代表窓口情報及び IC カード利用部署情報等の変更)

第 25 条 入札参加者は、電子入札システムに登録した代表窓口情報及び IC カード利用部署情報の変更が生じた場合には、入札参加者の電子計算機から随時変更内容の登録を行うものとする。

(IC カードの有効期限の対応)

第 26 条 入札参加者は、現在使用している IC カードの有効期限内に、入札参加者の電子計算機から電子入札システムに新しい IC カードの登録を行うものとする。ただし、IC カードの名義及び住所の変更を伴う場合には、次条の規定により新規登録及び書面による届出を行うものとする。

(IC カードの名義、住所の変更)

第 27 条 入札参加者は、IC カードの名義及び住所の変更が生じた場合には、第 22 条の規定に準じて IC カードの新規登録及び書面による届出を行うものとする。この場合において、当該変更に係る阿見町の審査が終了するまでの間は、電子入札システムの利用ができなくなるため、原則として第 6 章の規定に基づき郵便入札で対応するものとする。

(IC カードの不正使用の取扱い)

第 28 条 入札参加者が IC カードを不正使用した場合には、当該入札への参加を認めないものとする。

2 落札後に不正使用が判明した場合には、契約締結前であっても契約締結を行わな

いものとし、契約締結後には着工工事の進捗状況等を考慮して契約の解除又は変更をするものとする。

【不正使用した場合の例示】

- (1) 他人の IC カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- (2) 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の代表者の IC カードを使用して入札に参加した場合

第 6 章 郵便入札での参加を認める基準

(当初から郵便入札での参加を認める基準)

第 29 条 入札参加者は、電子入札の手続の開始前の時点において、入札参加者の電子計算機その他のシステムへの接続に必要な設備、器具、備品等の不具合等により電子入札システムに接続することができない見込みであるときは、あらかじめ郵便入札方式参加承認申出書(様式第 5 号)を提出して、電子入札案件に対する郵便入札での参加を申し出ることができる。この場合において、阿見町は、入札参加者の側にやむを得ない事由があると認めた場合に限り、郵便入札での参加を承認するものとする。

【やむを得ない事由の例示】

- (1) IC カードが失効、破損等で使用できなくなり、IC カード再取得の申請又は準備中の場合
- (2) 企業名、企業住所、代表者の変更により、IC カード再取得の申請又は準備中の場合
- (3) 電子入札の導入準備を行っているが、IC カードの取得が間に合わなかった場合

(郵便入札による提出書類等の取扱い)

第 30 条 前項の規定により、電子入札案件に対して郵便入札で参加することを承認した場合には、要綱第 8 条の規定に基づき入札書(郵便入札用)(様式第 6 号)の提出その他の手続を行うものとする。この場合において、入札書(郵便入札用)その他書類の提出については、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 書類の提出方法 郵便入札方式参加承認書の受付締切日の 15 時までに次号の提出先に到着すること。
- (2) 書類の提出先

〒300-0392

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号

阿見町総務部管財課

(電子入札から郵便入札への変更を認める基準)

第 31 条 入札参加者は、電子入札の手続の開始後、入札参加者の電子計算機その他

のシステムへの接続に必要な設備、器具、備品等の不具合等により電子入札システムに接続することができないときは、開札予定日の3日前の日の15時までに、郵便入札方式移行承認申出書(様式第7号)を提出して、郵便入札への変更を申し出ることができる。この場合において、阿見町は、入札参加者の側にやむを得ない事由があつて電子入札の実施が不可能であり、かつ電子入札案件全体の入札手続に影響がないと認められる場合に限り、郵便入札への変更を承認するものとする。

【やむを得ない事由の例示】

- (1) ICカードが失効、破損等で使用できなくなり、ICカード再取得の申請又は準備中の場合
- (2) 企業名、企業住所、代表者の変更により、ICカード再取得の申請又は準備中の場合
- (3) 入札参加者側の電子入札システム障害の場合

(郵便入札に移行する場合の取扱い)

第32条 前条の規定により、郵便入札への変更を承認した場合には、当該入札参加者について、速やかに郵便入札により電子入札案件に参加する業者(以下「郵便入札業者」という。)として登録するとともに、次に掲げる事項を指示するものとする。

- (1) 郵便入札業者として登録した後においては、電子入札システムに係る作業は行わないこと。
- (2) 電子入札システムにおいて既に書類の送受信を行っていた場合は、当該送受信を行った書類は有効なものとして取り扱い、別途の交付又は受領の手続を要しないものとする。

(郵便入札による入札書の到着順番)

第33条 郵便入札による入札書の到着の順番は、電子入札で応札した最後の入札書の次番から始まり、郵便局(信書便事業者を含む。)に到着した順番とする。

(郵便入札による電子くじ番号の取扱い)

第34条 郵便入札による電子くじ番号は、「000」とする。

第7章 システム障害等の取扱い

(入札参加者側のシステム障害)

第35条 入札参加者側のシステム上の障害等により、一部の入札参加者が入札を行うことができない場合には、第31条の規定により電子入札から郵便入札へ移行するものとする。なお、入札参加者に対しては、システム上の障害等に備えて、複数のICカードの取得並びに代替機器及び複数のプロバイダ・アクセス回線の確保を推奨するものとする。

(阿見町側の電子入札システム障害)

第36条 阿見町側のシステム等に障害が発生して、全ての入札参加者が電子入札を行うことができなくなった場合には、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時

の変更(延期)を行うものとする。この場合において、阿見町は、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により、入札参加者にその旨を通知するものとする。なお、電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、通常の入札又は郵便入札に切り替えるものとし、ホームページ等においてその旨を公表するものとする。

附 則(施行期日)

1 この基準は、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。

(設備等の準備期間における経過措置)

2 この基準の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、第 29 条中「入札参加者は」とあるのは「入札参加者又は入札参加者となることを予定している者」と、「とき」とあるのは、「とき又はシステムへの接続に必要な設備、器具、備品等を有しないためにシステムに接続することができないとき」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、令和 4 年 7 月 1 日から適用する。